

【発注者指定型】

(週休 2 日工事)

第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休 2 日工事実施要領 (以下「実施要領」という。) に定める発注者が週休 2 日工事に取り組むことを指定する工事である。

2 「週休 2 日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

(1) 完全週休 2 日 (土日祝)

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 完全週休 2 日 (土日)

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で 4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上) の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外 (祝日など) にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(3) 月単位の週休 2 日

作業日数内において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の 4 週 8 休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 通期の週休 2 日相当

作業日数内において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の 4 週 8 休とは、作業日数内の現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) の水準の状態をいう。

3 明らかに受注者側の週休 2 日に取り組む姿勢が見られない場合は、請負工事施工成績評定において減点評価を行うものとする。

4 本工事価格は、4 週 8 休以上の達成を見込んで間接工事費等を補正している。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4 週 8 休未達となった場合は、全ての補正を減額して契約変更する。

5 その他、週休 2 日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu_jouhou/1065936.html

【受注者希望型】

(週休2日工事)

第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める受注者の希望により週休2日に取り組むことができる工事である。

2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するものとする。

なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。

3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

(1) 完全週休2日（土日祝）

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 完全週休2日（土日）

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(3) 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 通期の週休2日相当

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。

5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu_jouhou/1065936.html